

第 195 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

平成 19 年 9 月 10 日

前田勝昭公認会計士事務所  
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8 F  
Tel. 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096  
http://www.maeda-cpa.com/

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 194 回

「中だるみ」「他人当て事」「気力不足」  
経営者にとってもっとも「やってはいけない」「なつてはいけない」態度、戒めなければいけない行動ですね。

ちょうど厳しい夏が過ぎ、収穫の秋に入るこの時期、人間はだれもが少し息を抜きたい気持ちになるときでもあります。

しかし、ちょっと待って下さい。昔の受験戦争の頃を思い出して下さい。ちょうど夏から秋にかけてがんばった人がこの戦争に勝ち抜きました。

今が 1 年の一番大事なときでもあります。少し無理してもがんばってください。

「依存心を捨てて、一所懸命、一途な気持ちで努力していればこの広い世界のどこかに必ず賛同してくれる人が出てきます。そしてそういった人のためにもお役に立つ仕事をやり続けましょう。」

—— 感謝、瞑想、立ち上がり、そして努力 ——  
ですね！！

前田の《今人生を語る》第 100 回

めざめよ日本人 22

やはり日本の弱点は、いわゆる役人（当然旧社会保険庁も、外務省も、そして政治家も）の意識の低さ、国民のために犠牲になろう、国民のために仕事をしようという心意気のなさ、見識のなさにあります。

いわゆる、小役人根性の持ち主ばかりですね。

アメリカ、中国、北朝鮮、韓国、皆必死になって自国のメリットを考えた手を打っています。

日本人は、のんびんだらり、誰かが、なんとかしてくれる、甘えと依頼心の固まり集団、まさにプリンシプルのない日本、そのうえ、見識のないマスコミ。

これでは後 10 年後の日本が・・・

日本人よ「めざめよ」、「怒れ」、そして「自立せよ、責任を持て」

上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）の特例の適用期限が平成 20 年 12 月 31 日まで 1 年間延長されました。そこで、今回は、個人の方が上場株式等を売却した場合の制度についてまとめました。

1. 株式等を売却した場合の売却益に対する税率

区 分		～平成 20 年 12 月 31 日	平成 21 年 1 月 1 日～
上場株式等	証券業者を通じた売却	10% (所得税 7%、住民税 3%)	20% (所得税 15%、住民税 5%)
	上記以外の売却	20% (所得税 15%、住民税 5%)	
未公開株式など		20% (所得税 15%、住民税 5%)	

2. 上場株式等の取得費の特例

平成 13 年 9 月 30 日以前から引き続き所有していた上場株式等を、平成 15 年 1 月 1 日から、平成 22 年 12 月 31 日までの間に譲渡した場合における収入金額から控除する取得費は、その上場株式等の実際の取得費と、平成 13 年 10 月 1 日の終値の 80% に相当する金額とを比較して、いずれか有利な方を選択することができます。

3. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除

上場株式等を証券業者等を通じて売却したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後 3 年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除できます。

譲渡損失が生じた年	譲渡損失の繰越期間(3年間)		
【譲渡損 100 万円】	【譲渡益 40 万円】 △繰越控除 40 万円 課税対象 0 円	【譲渡益 30 万円】 △繰越控除 30 万円 課税対象 0 円	【譲渡益 70 万円】 △繰越控除 30 万円 課税対象 40 万円
連 続 し て 確 定 申 告 書 提 出			

4. 購入価額 1,000 万円までの非課税の特例

平成 13 年 11 月 30 日から平成 14 年 12 月 31 日までの間に購入した上場株式等を、平成 17 年から平成 19 年までの間に証券業者等を通じて売却した場合、選択により、その購入価額が 1,000 万円に達するまでのものに係る売却による所得は非課税となります。

5. 特定口座制度

証券業者等に特定口座を開設した場合に、その特定口座内における上場株式等の売却による所得の金額については、他の株式等の売却による所得と区分して計算することができます。この計算は証券業者等が行い、証券業者等から送られてくる特定口座年間取引報告書により、簡便に申告（簡易申告口座）を行うことができます。

また、特定口座内で生じる所得に対して源泉徴収することを選択（源泉徴収口座）した場合には、その特定口座内における上場株式等の売却による所得は申告不要とすることができます。